

霧島市事業継続支援給付金

【第4期】

申請要領

霧島市商工観光部 商工振興課

**「事業継続支援給付金」を
装った詐欺にご注意ください。**

1 霧島市事業継続支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や営業時間短縮要請の影響により、業績が落ち込んだ市内の中小企業者等の経営を支援し、及び下支えするため、霧島市が交付する給付金です。

2 対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

| 業種 | 中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと) | |
|-------|-------------------------------------|-----------------|
| | 資本金の額又は は出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| その他 | 3億円以下 | 300人以下 |

※ フリーランスを含む個人事業者については、全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち市内に事業所を有しないものは令和3年6月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限りません。

- (2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合

- (3) 次に掲げるすべての項目に該当しない者

ア 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の対象（令和3年8月～9月）となる飲食店（協力金の受給の有無に関わらず）

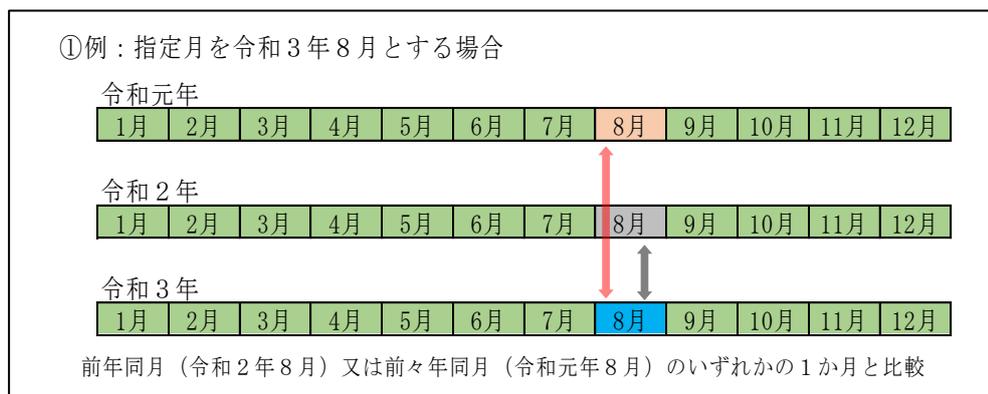
イ 次に掲げる霧島市事業継続支援給付金のいずれかの給付を受けた又は受けようとする事業者

- (ア) 令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第3－5期
(イ) 令和3年度第2回飲食店取引事業者緊急支援型
(ウ) 令和3年度宴会場等設置事業者緊急支援型

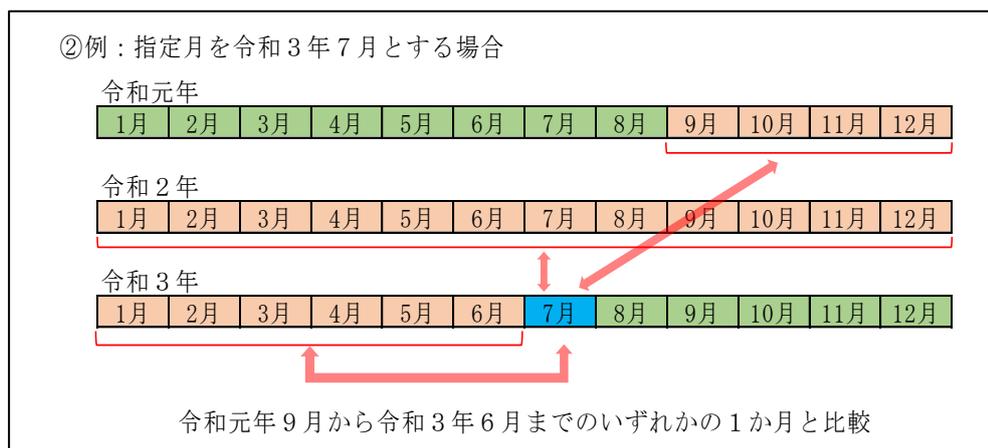
3 要件

以下の（１）～（９）全てを満たすもの

- （１） 令和３年６月１日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- （２） 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 令和元年８月１日以前から引き続き市内で事業を継続している場合は、令和３年７月、令和３年８月又は令和３年９月のいずれかの指定する１か月（以下「指定月」という。）の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して、20%以上減少していること。



- ② 令和元年８月２日から令和３年６月１日の間に事業を開始している場合は、指定月の売上が、令和元年９月から令和３年６月までの間の任意の１か月の売上と比較して、20%以上減少していること。



- （３） 令和元年分又は令和２年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例(昭和 38 年条例第 23 号)の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。



②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。



③交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の送付



④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市事業支援」

現金での支給はできません。

「キシマジギョウエン」

申請書類に不備が無い場合、受付日から20日間程度で給付します。

(ただし、連休前後、年末年始は通常より時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。)

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話：0995-55-1603

FAX：0995-55-1528

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

URL：<https://www.city-kirishima.jp>

受付時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市 事業継続支援給付金

検索

